

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日 時

令和2年 5月 21日 (木)

開会 9時30分

閉会 10時54分

2 場 所

三重県庁厚生棟2階大会議室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員
北野誕生水委員

欠席議員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 宮路正弘
次長(教職員担当) 山本健次、次長(学校教育担当) 諸岡伸、
次長(育成支援・社会教育担当) 中野敦子、次長(研修担当) 吉村元宏
福利・給与課 課長 青木茂昭、副課長兼班長 小倉礼、班長 田中宏明、
主幹兼係長 水谷直人
教育財務課 課長 奥田文彦、課長補佐兼班長 小西広晃
教育総務課 課長 伊藤美智子、係長 山本聖
社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜、課長補佐兼班長 樋口慎也
教職員課 課長 中村正之、班長 大屋慎一、主幹 藤堂恵生
高校教育課 課長 井上珠美、充指導主事 辻井伸文
小中学校教育課 課長 大塚千尋、充指導主事 山本正人
特別支援教育課 課長 赤尾時寛

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第 5号	令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価(事業マネージメントシート)について	原案可決
議案第 6号	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 7号	損害賠償の額の決定及び和解について	原案可決
議案第 8号	三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について	原案可決
議案第 9号	三重県社会教育委員の委嘱について	原案可決

議案第10号	三重県地方産業教育審議会委員の任免について	原案可決
議案第11号	財産の取得について	原案可決
議案第12号	財産の取得について	原案可決
議案第13号	財産の取得について	原案可決
議案第14号	令和2年度三重県一般会計補正予算（第4号）について	原案可決

6 報告題件名

- 報告 1 令和2年度第1回三重県教科用図書選定審議会の概要について
- 報告 2 新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校の再開について

7 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（5月1日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第7号及び議案第11号から第14号は県議会提出前であるため、議案第8号から第10号は人事に関する案件であるため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の報告1から報告2の報告を受けた後、公開の議案第5号第6号を審議し、非公開の議案第7号から議案第14号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

報告1 令和2年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について（公開）

（大塚小中学校教育課長説明）

報告1 令和2年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

令和2年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。令和2年5月21日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長

1ページ目をご覧ください。先月4月23日、新型コロナウイルス感染症対策のた

めに、今回、書面会議で開催をいたしました令和2年度第1回三重県教科用図書選定審議会の概要についてご報告をいたします。

2項目目の「会長、副会長の選出」のところですが、20名の委員の中から、三重大学教育学部長の鶴原教授に会長を、津市立修成小学校の小林校長に副会長をそれぞれお願いしております

3項目目の「諮問」についてですが、本年度は、令和3年度に中学校で使用する教科用図書の採択について諮問をいたしました。3ページ目の資料1の諮問文をご覧ください。諮問内容は、こちらに上げております5項目についての審議です。

1ページにお戻りください。第4項目目の「事務局から送付した主な内容」といたしましては、教科用図書採択制度と教科用図書選定審議会について、中学校学習指導要領の改訂についてです。

5項目目の「審議」です。まず、教科用図書採択地区協議会規約例（案）についてです。資料2、4ページ目をご覧ください。市町教育委員会が行う採択に当たりましては、いくつかの市町教育委員会を合わせた採択地区ごとに同一の採択を行うことになっております。三重県では10の採択地区を設定しております。採択地区内の市町教育委員会は、協議により規約を定めて採択地区協議会を設けることとされております。

4ページ以降の規約例は、各採択地区が定める規約の例といたしまして、県教育委員会が示すものです。この規約例につきましては、国の示した例を参考に作成しております。

続いて、2つ目の審議項目である「審議（2）の採択基準（案）」につきましては、資料3の7ページをご覧ください。この採択基準につきましては、採択に関する事務についての基準をお示ししたもので、平成27年度の中学校用教科書採択に際して作成した採択基準をもとにして、今回、作成してありまして、さらに、平成29年3月に学習指導要領が改訂されたことから、4つ目の項目にその旨を反映しております。

続いて、3つ目の審議事項である「審議（3）三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目」につきましては、資料4、8ページ目をご覧ください。この調査実施項目につきましては、県の審議会の調査員に調査を行っていただく上での項目をまとめたもので、調査員は、この項目に従って調査研究を行っていきます。

県教育委員会では、審議会の調査研究結果を元に参考資料を作成いたしまして、それを市町教育委員会及び国立・私立学校の校長に送付することにより助言を行うこととなります。

市町教育委員会及び国立・私立学校の校長は、この参考資料を参考にするほか、独自に調査研究した上で、教科書を採択することになっております。

8ページの中学校の実施項目につきましては、中学校学習指導要領の改訂を踏まえて提案をさせていただいております。

1ページにお戻りいただき、「審議（4）三重県教科用図書選定審議会調査員の選任について」ですが、調査員については、市町等教育委員会及び三重県PTA連合会から推薦された者であること。そして、調査員には採択事務が終了する8月31日までは非公開となっているということ、今回はお電話でご説明をさせていただき、ご

審議を頂きました。

審議の結果、「審議（３）」については、２ページにございますように、使用上の便宜について特別な配慮を必要とする生徒等への配慮ということを加えてはどうかというご意見をいただきまして、この意見を反映して修正をし、会長の承認を得て、審議（１）から（４）について承認をされました、

最後の第６項目目の「その他」ですが、今後の予定といたしましては、５月中をめどに調査員による調査研究を行い、令和３年度使用中学校用教科用図書の選定に関する参考資料（案）を作成し、６月２５日に開催予定の第２回教科用図書選定審議会において、参考資料についての審議を行う予定です。

以上、令和２年度第１回三重県教科用図書選定審議会の概要についてご報告させていただきました。

【質疑】

教育長

報告１は、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告２ 新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校の再開について（公開）

（井上高校教育課長・赤尾特別支援教育課長説明）

報告２ 新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校の再開について

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校の再開について、別紙のとおり報告する。令和２年５月２１日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長・特別支援教育課長

資料１ページをご覧ください。５月１４日に国において、三重県の緊急事態宣言の対象区域指定が解除され、特定警戒の愛知県、岐阜県についても解除されました。

また、５月１日付けの文部科学省の通知においても、分散登校日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒が学校で教育を受けられるようにしていくことが重要との考え方が示されました。

こうしたことを踏まえ、県立学校における臨時休業を５月１８日に解除し、５月２９日までは分散登校を行い、オンライン授業と効果的に組み合わせて児童生徒を指導しています。

６月１日からは、通常授業を実施することとしています。学校の再開に当たっては、マスクの着用や児童生徒が手に触れる箇所・共用の教材の消毒などの基本的な対策、２０人以下での教室の使用や広い教室の活用、換気などで教室での３つの密の回避、臨時の通学バスの増便など、在校時及び登下校時の感染防止対策を徹底するとともに、夏季休業の短縮により授業日数を確保するなど、子どもたちの安全・安心と学びの継続の両立に取り組みます。

（１）感染防止対策の徹底をするために、感染防止対策に必要な物品を確保す

るとともに、消毒や登校時の健康観察、教材準備の補助を行うスクール・サポート・スタッフを配置しています。

(2) 臨時休業期間中の児童生徒の学習状況、生活リズム、学習習慣を確認し、児童生徒の負担も考慮しながら指導を行っています。

2ページをご覧ください。(3) 児童生徒に寄り添った対応として、学習や進路、人間関係への不安を抱える児童生徒を担当が中心となって丁寧に見守り、個別面談や教育相談を実施しています。

感染予防のため登校を見合わせる意向が児童生徒や保護者から示され、欠席の場合には、出席停止として取り扱っています。その際、課題の提供、オンラインや電話により登校日の内容を伝えています。

また、家計が急変した世帯に対して、高校生等奨学給付金や高等学校等修学奨学金など、必要な情報を提供しています。

(4) 部活動については、引き続き5月31日まで休止とします。

(5) 感染症や濃厚接触者、医療従事者等への偏見や差別等はないことですので、指導や教育を徹底します。

また、いじめや人権侵害から児童生徒を守るため、ネットパトロールを強化しています。

3ページをご覧ください。(6) 今年度は就職を取り巻く環境が厳しくなることが予想されることから、早期からの企業の求人開拓や、進路指導等を行う就職アドバイザーを増員しています。

「2 家庭における学びの支援」として、(1) 5月の臨時休業期間中と学校再開後の分散登校時に、家庭で授業を受講できるようオンライン教育を実施しています。オンライン環境が十分でない児童生徒には、貸し出し用のノート型パソコンや接続機器の準備を行いました。

(2) 児童生徒が外出を控え自宅で過ごす時間が長くなっている中で、このような機会だからこそ取り組める動画コンテンツを、5月1日から県ホームページに掲載し配信しています。

また、インターネット環境が整っていない児童生徒にも見てもらえるよう、三重テレビでも放映しています。

「3 市町教育委員会への支援」として、各市町の対応の参考になるよう、県立学校の休業延長や学校再開にかかる対応について情報提供を行ってきました。今後も参考となる情報提供や人材の配置、指導方法への助言等、必要な支援を行います。

以上で、新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校の再開についての報告を終わります。

【質疑】

教育長

報告2は、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第5号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について （公開）

（伊藤教育総務課長説明）

議案第5号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について、別紙のとおり提案する。令和2年5月21日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第5号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第19号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚おめくりください。本件につきましては、昨年度の教育委員会関係の事務の管理及び執行の状況について、法律に基づいて点検評価を行うものです。

県の総合計画である「みえ県民力ビジョン」の中で、教育委員会が所管する施策について、県全体統一の様式でありますマネジメントシートの形で整理したものです。本日は、教育委員会主担当の施策についてご説明させていただきますが、例年と異なり、令和元年度までは第2次行動計画でそれぞれの施策を定めていましたが、令和2年度からは、第3次行動計画となったため、取組のシートが令和元年度と令和2年度の2種類あります。施策名や施策大綱が変わったことから、見づらいと思いますが、ご容赦ください。

本日の審議を経て議会に報告、その後、公表することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをご覧ください。まず、1つ目の施策です。「施策221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成」です。この施策につきましては、右ページの表の一番左の端にあります。基本事業として、「学力の育成」、「グローバル教育の推進」、「キャリア教育の推進」の3つの基本事業で構成しています。この全体の目標、指標としましては、左ページの下枠の中、「県民指標」という言い方をしておりますが、目標項目としては、「全国学力・学習状況調査」において、全国平均を上回った教科数ということです。令和元年度は目標値5に対して、実績値は3となっております。目標達成状況は0.60でした。

ちなみに右ページの「基本事業」については、例えば一番上の「学力の育成」でいきますと、この基本事業の目標としては、授業内容を理解している子どもたちの割合であり、令和元年度の欄を見ていただきますと、小学校国語でしたら目標値は88.0%でしたが、実績値は86.3%になったということで、その右の欄のところ、目標達成状況は0.98というような表記をさせてもらっています。

また、左ページをご覧ください。この施策のトータルの進展度の判断としては、Bということで、「ある程度進んだ」と自己評価をさせていただいています。

県民指標は目標を達成できませんでしたが、5教科中、3教科で平均正答率が全国平均を上回り、1教科で全国平均と同値になり、無解答率についても全教科で改善が図られました。合わせて活動指標については、概ね目標を達成できたことを踏まえ、全体として、「ある程度進んだ」と判断しました。

以下、昨年度の取組概要と、それを踏まえた令和2年度の取組方向について、主な物だけピックアップして説明いたします。まず、学力の関係です。1枚おめくりいただき3ページの一番上の「令和元年度の取組概要と成果、残された課題」①全国学力・学習状況調査について、調査開始以来、最もよい結果となりました。

一方、文章を正しく読み取ったり、自分の考えを書いたりする力については、課題が見られました。

これまで各学校において授業改善や学習内容の理解と定着を図る取組が行われるよう、「全国学力・学習状況調査」や「みえスタディ・チェック」等を活用して、成果や課題を把握するとともに、子どもたちがどれだけできるようになったかを確認し、改善につなげる取組を進めてきました。学校訪問では、学校の課題と、それに対応する具体的な取組内容、授業に対する指導助言、学校の課題に応じた資料の提供など、学校への支援を行いました。

次に、右ページ⑥ですが、高校生の留学を促進するため、留学を志す生徒への支援金の交付などに取り組みましたが、令和元年度は世界的な新型コロナウイルス感染症の影響による海外研修等の中止に伴い、海外研修等に参加する高校生は減少しました。

また、英語でディスカッションやディベートを行うなど実践的に英語を使用するセミナーを開催しました。

⑦キャリア教育については、児童生徒が地域の魅力ある職場や仕事等を知る機会の創出に取り組むとともに、求人開拓、進路相談等の就職支援や、新規高校卒業者の職場定着支援を行いました。

こうした取組により、本県における平成30年3月就職者の卒業後1年以内の離職率は、13.3%と前年度を1.7ポイント下回りました。

新型コロナウイルス感染症の影響により求人数が大きく減少することが予想されることから、卒業予定者の採用枠と応募機会を維持できるように取り組む必要があります。

次に、7ページをご覧ください。2つ目の施策で「222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成」です。これについては、右のページに基本事業を列記しておりますが、「道德教育の推進」、「郷土教育の推進」、「読書活動、文化・芸術活動の推進」の3つで構成しております。

トータルとしての評価は、7ページに戻っていただき、全体の目標である県民指標については、「自分にはよいところがある」と思う子どもたちの割合ということで、県民指標は目標をほぼ達成しており、活動指標においても概ね目標を達成していることから、Bの「ある程度進んだ」と評価させていただきました。

「令和元年度の取組概要と成果、残された課題」につきましては、右のページの一

番下のところ、①小中学校ともに教科化された道徳科の指導方法や評価について、市町の指導主事や教員を対象とした研修を実施し、あわせて小中学校の教員にきめ細かな指導助言を行うため、2名の道徳教育アドバイザーを派遣しました。

次のページ、③子どもたちの読書習慣の定着のため、子どもたち同士で読書への関心を高めるビブリオバトルを高校だけでなく、小中学校にも普及を図りました。

次に、11ページをご覧ください。3つ目の「施策223 健やかに生きていくための身体の育成」です。これにつきましては、基本事業は一番下に記載のとおり、「体力の向上と運動部活動の活性化」、「健康教育の推進」、「食育の推進」の3つで構成しております。

全体の指標としては、左ページの真ん中の表ですが、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果となっております。これは、偏差値として見ていただければ結構ですが、51.0を目標にしておりますが、実績値が49.2ということで、県民指標は目標を達成できなかったものの、活動指標の目標はおおむね達成したことから、Bの「ある程度進んだ」と評価させていただきました。

令和元年度の取組概要と成果、残された課題につきまして、右ページの一番下の①です。令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点については、小学校、中学校、男女ともに昨年度の値を上回ることができませんでした。その原因としては、体育、保健体育の授業以外の運動時間の減少や、テレビ、スマートフォン等による視聴時間の増加が上げられます。体力向上にあたっては、家庭や地域と連携を行いながら改善に努めていく必要があります。

1枚おめぐりください。②部活動について、県ガイドラインに基づいて、部活動を運営するよう市町教育委員会や県立学校に通知しました。また、運動部活動サポーターを派遣するとともに、運動部活動指導員の配置を支援し、部活動での指導体制の充実と教員の負担軽減に努めました。

以上、3つの施策に対しての令和2年度の取組方向については、新しい施策、19ページの「221 こどもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成」の右ページをご覧ください。臨時休業に伴い、各学校では年間指導計画を見直し、通常年とは異なる状況で教育活動が進められます。このことにより、学校ごとの学習進度が異なったり、子どもたちの定着状況が異なったりすることから、指導方法への助言や子どもたちへの補充学習を実施する際の必要な支援を行います。

また、今後の各学校の取組状況に応じて、必要な時期にワークシートを提供したり、みえスタディ・チェックを活用したりすることで学習の課題の把握と改善を進めます。

次に、④です。「考え、議論する道徳」の授業づくりが進められるよう、指導方法や評価方法などについて、道徳教育アドバイザーによる指導助言や研修会を実施します。

次のページをお願いします。⑦県立学校における新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するため、マスク、手指を消毒するための消毒液、非接触式体温計などの必要な物品を確保します。また、登下校時における3つの密を回避するため、新たにバスを運行します。

⑧各学校における体力・保健体育年間指導計画の見直しについて、指導・助言を行

います。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は中止となりましたが、各学校が計画した令和2年度の体力向上の狙いを継続しつつ、体力を把握する方法を市町教育委員会と検討していきます。

⑩子どもたちが本を身近なものと感じ、読書を楽しむことができるよう、「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、さまざまな図書に触れる読書機会の拡充等を進めます。

次の施策、23ページをご覧ください。「222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成」の右のページ、令和2年度を取組ですが、④新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生の就職を取り巻く環境が厳しくなることが予想されることから、企業とのマッチングなどを行う就職アドバイザーを増員し、求人開拓を進めるとともに、進路に不安を抱える生徒に対して相談や面接練習を実施します。

また、県内経済団体に対して、新規卒業予定者の採用枠と応募機会の維持について要請するなど、高校生の進路実現が図られるよう取り組みます。

次のページをお願いします。⑦これからの時代に求められる創造的に課題を発見し解決する力を育むため、Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）Art(s)（リベラルアーツ、教養）、Mathematics（数学）を活用した文理融合・教科横断的な問題解決型の学びを通し、論理的思考力や探求力を育成するSTEAM教育の実践研究に取り組みます。

⑧の2行目ですが、オンライン教育を実施するための環境を整備し、学校から授業を配信します。また、通常授業となる際に、感染症への不安から登校できない児童生徒や、自宅待機を要することとなる児童生徒がいたときには、授業を配信するなど在宅での学びを支援します。

27ページをご覧ください。元年度までの「施策224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進」です。構成する基本事業としては、ページ一番下の早期からの一貫した支援の推進、特別支援学校のキャリア教育の推進、特別支援学校の整備の3つで構成しております。左ページの真ん中の県民指標は、特別支援学校高等部の一般企業への就職希望者の就職率ということで、100%の目標を達成し、活動指標においても、ほぼ目標値を達成していることから、Aの「進んだ」という評価をさせていただきました。

令和元年度を取組概要等ですが、右ページの①のところ、小中学校へのパーソナルカルテ、パーソナルファイルの活用、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを進めました。

③特別支援学校にキャリア教育サポーターを配置し、生徒本人に適した職種、業務等と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行いました。

これに対する令和2年度からの施策は、31ページで「施策223 特別支援教育の推進」の令和2年度を取組方向については、右ページをご覧ください。①指導支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、パーソナルファイルとともに個別の教育支援計画及び個別の指導計画の更なる活用を進め、切れ目ない支援を行う体制づくりに取り組みます。

⑥特別支援学校における新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底するため、マス

クや手指の消毒液等を確保、登下校時における3つの密を回避するため、特別支援学校5校においてスクールバスを増便します。

33ページをご覧ください。元年度までの「施策225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり」です。右ページをご覧くださいますと、3つの基本事業、「いじめや暴力のない学校づくり」、「子どもたちの安全・安心の確保」、「不登校児童生徒への支援」の3つで構成しています。

左側のページをご覧ください。全体の指標としましては、学校生活に不安を感じる子どもたちの割合ということで、0.97という目標達成状況になっております。

右ページの基本事業の目標達成のところで、データが7月にならないとわからない部分がありますが、全体としての評価は現時点でトータルとしてはBで、「ある程度進んだ」という評価をさせていただきました。

1枚おめくりください。令和元年度の取組概要等です。①「三重県いじめ防止条例」を踏まえ、社会総がかりでいじめの防止に取り組むため、三重県いじめ防止応援サポーターの登録などの取組を進めました。11月に開催した三重県いじめ防止サミットは、世代を超えていじめの問題について議論し、考える機会となりました。

④、子どもたちがインターネットトラブルに巻き込まれることがないように、インターネット上で不適切な書き込みについて、専門業者による検索監視等を実施しました。

右ページ⑥新たな不登校を生まないため、魅力ある学校づくりの研究を始めました。また、みえ不登校支援ネットワークと連携し、子どもたちの居場所づくりを進めました。

令和2年度の取組方向ですが、37ページ「施策224 安全で安心な学びの場づくり」の右ページです。①子どもたちが、いじめを生まない、許さない意識や態度を身につけられるよう、子どもたちやサポーターの主体的な取組の発信、交流や弁護士によるいじめの予防事業等の取組を進めます。

③の3行目、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、SNS等において不確かな情報や根拠のないデマ等が見られることから、学校において確かな情報に基づいて行動できる力を育むための情報モラルに関する教育を行います。インターネット上の書き込みにかかるネットパトロールについて、年間を通じて実施します。

次ページ、⑥不登校の子どもたちそれぞれに応じた支援を行うため、不登校支援アドバイザーと教育支援センターの指導員が協働して、不登校児童生徒の実態を把握・分析し、今後の支援のあり方について研究します。

41ページをご覧ください。元年度までの施策「226 地域に開かれ信頼される学校づくり」です。構成する基本事業は、右側のページの「開かれた学校づくり」、「学校の特色化・魅力化」、「教職員の資質向上」に加えまして、「私学教育の振興」、これは教育委員会の所管外ですが、この4つの基本事業で構成しております。

左側のページに戻っていただき、全体の指標としましては、コミュニティ・スクール等に取り組んでいる市町の割合ということで、目標は達成できませんでしたが、実績値は昨年度より上昇し、活動指標もほぼ目標値を達成したことから、Bの「ある程度進んだ」という評価をさせていただきました。

1枚おめくりいただいて、令和元年度の取組概要等です。①コミュニティ・スクー

ル及び学校支援地域本部の拡充を図るため、市町担当者等を対象とした協議会などを実施しました。

③三重県教育委員会改革推進会議の審議を経て、新たな「三重県教育ビジョン」を策定するとともに、喫緊の教育課題について審議を行いました。また、少子化等課題のある地域や、1学年3学級以下の高等学校において、地域の高等学校のあり方や小規模校の活性化について協議しました。

令和2年度の実施計画ですが、45ページ「施策225 地域との協働と信頼される学校づくり」の右ページです。①「地域とともにある学校づくりサポーター」の派遣などを通し、コミュニティ・スクールの導入を促進します。また、地域活動や学習支援等を行う地域学校協働活動を推進します。

③高等学校の特色化・魅力化に取り組むとともに、次期「県立高等学校活性化計画」の策定を見据えて、今後の社会情勢の変化や、中学校卒業生数の減少を踏まえた県立学校等の将来構想について協議する場を設け、今後の高等学校の目指すべき方向性について検討します。

④学校における新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底するため、スクール・サポート・スタッフを配置し、教職員とともに多くの人が触れる場所の消毒や登校時の健康観察と併せ、授業や家庭学習にかかる教材準備の補助などを行います。

【質疑】

教育長

議案第5号はいかがでしょうか。

森脇委員

この事業報告自体に何か意見があるわけではないですが、今年度の指標は、来年のこのあたりに報告されると思うんですが、空白になるところが多いですね。例えば、学力調査がないし、運動体力テストもないし、そうすると空白として今年はカウントされるのか、それとも、それに代替措置というか、例えば、みえスタディ・チェック等はおやりになるなら、そこでの指標を少し入れ込んで、質は違うし指標も違いますが、目標というのがない年になってしまうとどうかなと思うので、そのあたりはどう考えているのかというのをお聞きしたいと思います。

副教育長

学調の結果について、これはなくなりましたので、その分を委員おっしゃったようにスタディ・チェックでできるのかどうかは、今、検討しているところですが、ほかに質問紙の結果を指標に入れている箇所が何か所か、自分にはいいところがあるとか、いくつかあるんですが、これについては、別の形であっても、一定、全体にならなくても把握をして、中止になっても一部把握をしながら一定の状況を確認するような形ではやっていきたいと考えています。

森脇委員

そうすると、来年の今日あたりは、例えばBとかそういうのが出てくるということですか、BとかCとか。

副教育長

今年のできる調査の中で結果は報告させていただきたいと考えています。

全庁的にもそういうことが起こってくる、県全体の議論もこれから行われると思うんですが、その状況も踏まえつつ、教育委員会として現時点では、できるだけ題材のアンケートなりをしながらでも調査していきたい。

ただ、学校の授業をしっかりやっていかなければならないとか学校再開後の運営に注力しなければいけないこともありますので、そういう状況も見ながらやっていきたいと考えています。

森脇委員

補足ですが、気になることなんですね。登校が始まっている状況だと思うんですが、学力差の問題などは深刻化するだろうし、不登校の問題も出てくるかもしれないし、いろんなことが出てきそうな予測ができるので、そのあたりも少し気にしていただけるような事業報告になるといいと思っています。

大森委員

私も感じたのですが、県全体のこともあると思うんですが、取組方向の中に新型コロナで対応しますと言われながら、同じところで、21ページの例えば⑧⑨というところも、これだけ読んでると全部解除なのと。さっきの報告では分散と聞いているのというふうにも取れるわけです。先ほど森脇委員も言われましたが、マネジメント評価ですので、来年、評価するとき、取組方向で書かなければいけないときに、コロナのことをここで触れておいたほうがいいのかなど。いろんなところで取組方向で既に先に書いておいて、来年、コロナを考慮して、こういう結果だというふうに書いておいたほうがいいのか。

ただ、政策をつくるのにかかわるプロセスにすごい時間がかかっているの、コロナの前からつくられているところもあって、こういう表現になっているのかもしれませんが、いくつか実現可能なのかという、既に実現可能じゃないというような取組方向に入っていますので、そこは例えば新型コロナによってとか、そういうことを断りを入れておいたほうが、来年評価するに当たってはいいのかなと。

副教育長

おっしゃるように、できるだけ今の状況でコロナの影響でいくつか書いているんですが、例えば先ほど指摘のありました21番の⑧とかも、体力調査が中止になったのはコロナの影響でということが言われていますが、もう少し書く部分については検討もさせてもらいながらですが、一定、そういう主旨で全て流れて、ただ、一方で、だから全てできませんということでもないと思うので、その中でできることをきちっとやっていかなきゃいけないというところだと思いますので、その両面の表現が十分でないところはしにくいかわかりませんが、考え方としては、そういう影響をきちっと捉えつつ、できるのは子どもたちにとって、この学びの機会です。できるだけのことはやれるようにという考え方で取り組んでいきたいと感じております。

大森委員

事前で書くか事後で書くかも違いますし、一つの中で読んでいて、あれっと思ったものですから。

北野委員

同じところでお聞きするのがどうなのかわからないんですが、実際に今、学校の分散登校が始まって、授業の進め方についてですが、各学校、学年によって違うと思うんですが、保護者の立場として、実際に授業をしていくのに、予定というんでしょうか、実際、分散登校が始まって、うちの娘も学校へ行ったんですが、実際にその授業をしたのは、全学年の残っている授業をしていただく。これで分散登校が始まって予定が組まれているんですけども、週に1回2回で分散登校が始まって、実際、1年間、学習する内容が、その1年間のきっちり授業が受けられるのかどうなのかというのは、多分、保護者の皆さん感じられていると思うんですね。その辺も含めて、夏休みは縮小されるというのは聞いているんですが、実際、計画をですね、学習の内容というのを保護者にもある程度の形で、こういう形で授業を進めますというような報告というか、伝えていただくと安心感があって、あと、受験生をお持ちのお子さんや保護者さんは特に思われると思うんですが、今年、内申のつけ方なんかもどういうふうな影響になってくるのか、テストも多分今は行われていないような状況の中で、その辺もすごく不安に感じられていると思うんです。その辺もある程度、案内をしていただくと、皆さん結構ほっとされるんじゃないかと思うので、その点も含めてお願いしたいと思います。

諸岡次長

先ほど、コロナの影響を受けた後の年間の指導計画のことですが、県の教育委員会でも全ての学校にしっかりと策定をするように通知しておりまして、同時に県の教育委員会にも出してもらって、我々の目でも確認しております、その上できちっと、既に一度は示してないといけないのですが、保護者の皆様、生徒にも提示をして、今後の学習活動について安心していってもらえるようにするという事で指導をしておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

小中のほうも、その県立学校でやっていることについて市町に通知をしまして、こういうふうに県立ではしておりますので、小中でもこれを参考にそういうことをお願いいたしますということしております。

もう一つありました、例えば受験生、就職もありますが、高校生の県立学校の場合には、就職、進学等の不安というのが、大変3年生は高まっております。そんなことから、まず、就職については、我々できることとして、商工会議所等への求人の維持の依頼をするということであるとか、高校生の就職についてアドバイスをするアドバイザーを今、こちらのほうで任用をしておりますが、その定数を増やして就職について雇用開拓もするようなことで考えております。

さらに、進学につきましても、現3年生は、そもそもセンター試験の変更等もありまして、大変な不安を持ちながら臨んでおるところに、このような事態となりましたので、文科省からも大学に対して、一定の配慮をするようにという通知もありますので、それも示しながら、今後、我々が得た情報をできるだけ早期に適切に伝えて、各学校で進路指導がしっかりとできるように努めていきたいと考えております。

あと、文科省からも同じように高校の入試についても配慮をするようにという通知がありまして、現在、教育委員会のほうで市町の教育委員会と連携をして、例えば入試について前期選抜と後期選抜を行っておりますが、範囲の見直しをしなければなら

ないのか、内容について何か考えなければならないのかということについて、これからまさに協議をしていくところです。その結果について、7月ごろに大体の要項を出すものですから、それに合わせて何らかの提示ができればと思っております。

北野委員

範囲の見直しということは、実際、中学校で学習しなくてはいけない範囲を教育できないということでしょうか。

諸岡次長

我々としては、後期選抜が3月に実施されますので、この時期までには中学校で生徒の学習が担保できるのかなとは考えておりますが、前期選抜はどうかとか、そういったことを市町教育委員会を通じて各学校の現状をしっかりと把握して、これから協議するというところで考えております。

教育長

よろしいですか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第6号 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

(青木福利・給与課長説明)

議案第6号 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和2年5月21日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページ2ページにつきましては、新旧対照表方式による規則改正案となっておりますが、まず、3ページの規則案要綱で説明をさせていただきたいと思っております。

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱 「1 改正理由」 通勤手当の返納にかかる国の制度見直しを踏まえ、所要の改正を行う。

「2 改正内容」 月の中途から育児休業等となり、その翌月に復帰等をした場合については、通勤手当を返納させないこととするよう、規定の整備を行う。

「3 施行期日等」 公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

今回の規則改正につきましては、6カ月定期で手当が支給されている職員が、例えば5月の途中で育児休業に入り、翌月の6月の途中で復帰するような場合、現行の規定では5月末に一度、払戻金相当額を返納していただいた上で、6月復帰翌月の7月から新たに手当を支給するという制度になっております。

今回、国のほうの見直しに準じ、改正後は当月に復帰した場合や翌月に復帰した場

合は、その返納を要しないと。当初のままの支給とするという改正内容となっております。

1 ページに戻っていただきまして、新旧対照表の改正案ですが、17条の2第1項第3号ですが、こちらに返納の対象事由として育児休業等を規定しているところですが、この後段の括弧書きのところ、育児休業等に入った当月又は翌月に復帰した場合は、返納の対象外とすると、除くという形で規定をさせていただいております。

17条の4につきましては、この17条の2の改正を踏まえた規定の整備となっております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【質疑】

教育長

議案第6号はいかがでしょうか。

森脇委員

お答えできる立場ではないことは承知の上で聞くんですが、どうして国はこういう改正をしたのでしょうか。

福利・給与課長

もともと想定をしているのは、男性の育児休業を想定しているということで、育児休業の取得を促進させるということもあるんだと思うんですが、男性はなかなか1年2年ではなくて、短期の方もいるということで、そういう方には不利益にならないということで改正するというふうに国のほうからは聞いております。

教育長

よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解について（非公開）

青木福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第8号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について（非公開）

中村教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第9号 三重県社会教育委員の委嘱について（非公開）

林社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、

本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第10号 三重県地方産業教育審議会委員の任免について (非公開)

井上高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第11号 財産の取得について (非公開)

議案第12号 財産の取得について (非公開)

議案第13号 財産の取得について (非公開)

井上高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

議案第14号 令和2年度三重県一般会計補正予算(第4号)について (非公開)

奥田教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。